

墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

墨田区長      山      本      亨

墨田区規則第 7 4 号

墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例施行規則（令和５年墨田区規則第３０号）の一部を次のように改正する。

第１号様式（表）及び第５号様式（裏）中「同意し、又は提供を拒否する旨の申出の有無」を「係る同意又は不同意の意向」に、「平常時から住所を管轄する警察署、消防署及び民生委員には、」を「住所を管轄する警察署、消防署及び民生委員には、平常時から」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。